

重要事項説明書

社会福祉法人若竹会
瀬谷愛児園

瀬谷愛児園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 若竹会
事業者の所在地	横浜市瀬谷区相沢 7-23-1
事業者の電話番号・FAX	TEL:045-302-8998 FAX:045-302-8011
代表者氏名	理事長 太田 和代
定款の目的に定めた事業	保育所

2 施設の概要

種 別	認可保育所					
名 称	社会福祉法人 若竹会 瀬谷愛児園					
所 在 地	横浜市瀬谷区相沢 7-23-1					
電 話 番 号 ・ F A X	TEL:045-302-8998 FAX:045-302-8011					
施 設 長 氏 名	高谷紘子					
開 設 年 月 日	昭和 40 年 5 月 1 日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	7人	14人	14人	15人	15人	15人
取 扱 う 保 育 事 業	一時保育、延長保育					
事 業 所 番 号	1410051019404					

3 施設・設備の概要

敷地面積		1 3 2 5, 8 8 m ²	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート3階建て	
	延 床 面 積	1 3 2 1, 6 2 0 m ²	
施設設備の 数 と 面 積	乳 児 室	3 室	2 0 2, 6 5 m ²
	ほ ふ く 室	1 室	
	保 育 室	3 室	2 6 9, 0 7 m ²
	浴 室	4 室	1 9, 3 8 m ²
	調 理 室	1 室	4 3, 3 0 m ²
	調 乳 室	1 室	3, 4 2 m ²
	幼児用トイレ	18 個	7 3, 3 6 m ²
	医 務 室	1 室	3 8, 5 1 m ²
	事 務 室	1 室	2 2, 9 0 m ²
	休 憩 室	1 室	4 0, 2 9 m ²
	大ホール	1 室	
設 備 の 種 類		プール、冷暖房、床暖房	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯場	2 9 1, 0 0 m ² （園庭・屋上）

4 施設の目的、運営方針

目 的	保育に欠けた乳幼児を両親に代わって補完し健全育成する
運 営 方 針	優しい心・強い意志・丈夫なからだ・豊かな感受性を兼ね備えた人格の形成作りをする

5 職員体制

施 設 長	1 人
保 育 士	14 人 （常勤：10 人 非常勤：4 人）
調理員（栄養士除く）	3 人 （常勤：2 人 非常勤：1 人）
看 護 師	0 人 （常勤：0 人 非常勤：0 人）
栄 養 士	2 人 （常勤：0 人 非常勤：2 人）
事 務 員	3 人 （常勤：1 人 非常勤：2 人）
そ の 他 （ 保 育 助 手 ）	0 人 （非常勤 0 人）

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	年末年始12月29日～1月3日 日曜・祭日

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時から午後20時まで
土曜日	午前7時から午後18時まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前7時30分まで 夕：午後6時30分から午後8時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前7時30分まで 夕：なし

8 利用料金

利用料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償
延長保育料	18時30分以降、30分あたり1,700円 ※延長保育に係る利用者負担額は横浜市延長保育料ガイドラインに基づく
主食費	月額 1,200円(一律) 3.4.5歳児のみ
副食費	月額 4,500円(一律) 3.4.5歳児（免除対象者除く）
教材に関する	保育の教材等（金額はクラスにより異なります）
その他別表に 定める料金	絵本代 クラスにより金額が違ふ 1歳児 410円 2歳児 400円 3歳児 440円 4歳児 490円 5歳児 490円
	布団使用料 1,000円（0～2歳児は毎月、3歳児は4月～8月まで、 4・5歳児はプール使用時期のみ(午睡実施の為)）
	音楽教室・体育教室（3歳児～5歳児希望者）月1,000円 お習字教室 2,100円・お作法教室 2,000円(5歳児 希望者)
	幼児部のみ 制服・帽子・通園バッグ・体育着・遊び着 を 業者から直接購入

9 支払方法

現金払い （毎月、集金袋で徴収します）

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:00 7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓
8:30 9:00	保育短時間（8時間）開始 順次登園 おやつ 遊び（園庭・屋上・保育室・遊戯室）	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・朝礼・遊び（屋上・園庭・保育室） 課題保育 カリキュラムに沿って行います ↓
10:00 10:50	食事 （年齢によって前後します） ↓	↓
11:00	食事 （1・2歳児）	食事 （年齢によって前後します）
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）	食事
12:30		お昼寝 8月まで （3歳児のみ）
14:00 15:00	目覚め・自由遊び おやつ	目覚め 自由遊び おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:30 18:00 18:30 20:00	保育短時間終了 保育標準時間終了 延長保育開始 閉園	保育時間短時間終了 保育時間標準終了 延長保育開始 閉園

<保育計画（年間）>

ク	ラ	ス	保 育 計 画
0	歳	児	安全な環境を作り、子どもの様々な要求を満たし情緒の安定を図る
1	歳	児	安心できる保育士との関係の下で自分でしようとする気持ちが芽生える
2	歳	児	基本的な生活習慣を身に付け、自分の思いを言葉で表現できるようになる
3	歳	児	保育士や友達と遊ぶ事で自分のしたい事や言いたい事を言葉や行動で表現する
4	歳	児	物事に自ら取り組み、想像力を広げ仲間と仲良く遊ぶ
5	歳	児	集団生活の中で意欲的に活動し、新しい知識や能力を獲得する
そ の 他 (年 間 行 事)			入園式及び進級式・春の遠足・歯科検診・七夕の行事・プール開き・盆踊り会・運動会・秋の遠足・お餅つき・新年を呼ぶ会・節分の行事・保育発表会・ひなまつり・卒園遠足・卒園式

<クラス編成>

年	齢	ク	ラ	ス	名
0	歳	児			ひよこ組
1	歳	児			こりす組
2	歳	児			はと組
3	歳	児			うさぎ組
4	歳	児			くま組
5	歳	児			ぞう組

11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	朝のおやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児		○	○	○	(kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	(kcal) 40%
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

<給食の提供にあたって>

・ 自園調理 ・ 献立の提供 ・ 食育の取組 など
--

<アレルギー対応について>

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、それに基づき、適切な対応に努めています。

・ アレルギー対応 ・ 生活管理指導表の提出、除去食の提供 など
--

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・ 0～2歳まで おむつのサブスク利用 (希望者は持参)
- ・ 保護者の緊急連絡先、勤務時間証明書、生活調査表、委任状
- ・ 時間外・延長保育願い
- ・ 保護者の写真、委任状の方の写真、

(2) 毎日持参いただくもの

- ・ 汚れものを入れる袋 2枚
- ・ 手拭タオル ・ カバン (3歳児から)
- ・ 歯ブラシ、コップ
- ・ 連絡帳、おたより帳、
- ・ パジャマ、着替え、帽子、箸、ナフキン、赤白帽子 など

(3) 服装について

- ・ 動きやすく、脱ぎきしやすい服装 (0～2歳)
- ・ ひもやフードなどのひっかかりやすい服は避けるようにしてください。
- ・ 園服で登園 登園後、幼児部 (3歳～5歳) 体操着上下、遊び着に着替える
- ・ 外気浴へ行くのでサンダルでの登園は禁止しています

(4) その他ご用意いただくもの

- ・ あづま袋 (荷物を入れる為) ※日本手ぬぐいの大きさに作ってください
- ・ 上履きを巾着袋に入れて持ってきてください

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・ 0 歳～2 歳まで朝、お預かりの前に検温をして頂きます
- ・ 朝、体調の悪そうな時は小児科を受診後、登園して下さい
- ・ 前日の夕食、今朝の朝食のメニューを必ず書いてお知らせください
- ・ 職場から出る日は、その日の連絡先を必ずお知らせください

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・ 園舎の外では車の出入りがありますので、遊ばないでください

14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・ 連絡帳 など

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	年 2 回
歯科健診	全園児	年 2 回
視聴覚健診	3 歳児	年 1 回
尿検査	3 歳児～5 歳児	年 1 回

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・ 体温測定
- ・ 発熱時の対応 発熱時には保護者にご連絡します。
- ・ 「登園許可書又は連絡票」を治ったらご提出ください
- ・ 園での与薬 （風邪薬は飲ませません）
- ・ 乾燥肌、アトピーなどで薬を塗る場合は医師より指示書を頂いてください

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・園での予防対策（手洗いの励行）
- ・発生した場合の連絡（掲示します）
- ・手の殺菌・除菌（手指用アルコール消毒使用）

17 嘱託医

以下の医療機関（小児科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	ひかりこどもクリニック
医 院 長 名	太田 和代
所 在 地	横浜市瀬谷区相沢 2－6 0－6
電 話 番 号	0 4 5－3 0 6－1 0 6 6

18 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	ひぐち歯科医院
医 院 長 名	樋口 達也、樋口 美和子
所 在 地	横浜市瀬谷区相沢 1－1 5－9
電 話 番 号	0 4 5－3 0 4－5 8 1 7

19 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	相沢小学校
広域避難場所	相沢小学校

20 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	瀬谷警察署
消防署	瀬谷消防署

21 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	高谷 絃子
消防計画届出年月日	瀬谷消防署 平成23年 9月 16日
避難訓練	月1回実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器

22 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	①日本保育協会 保育園総合保険制度 ②東京海上日動火災保険 総合生活保険
保険の内容	①保育園損傷責任保険 ②総合生活保険（傷害補償）
保険金額	①保護者の支払いはありません ②任意のため加入する方にお知らせします

23 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法：瀬谷愛児園ホームページ
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：1回実施 公表先：横浜市ホームページ

24 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 小松 綾 (事務) 電話番号 045-302-8998	
相談・苦情解決責任者	氏名 高谷 紘子 (園長) 電話番号 045-302-8998	
第三者委員	平川 久雄	電話番号 045-301-4350
		役職・肩書等 前東台町内会長
	樋口 美和子	電話番号 045-303-7497
		役職・肩書等 卒園児保護者
	松本 智子	電話番号 045-301-2455
		役職・肩書等 卒園児保護者

受付方法：面談、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

25 地域の育児支援について

・一時保育の実施

26 その他保護者に説明すべき事項

- ・3歳児から園服があります。園服を購入して頂きますので、御理解下さい。